

令和5年12月  
(第5回)

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和5年12月26日(火曜日)

令和5年12月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年12月26日（火曜日） 午前9時00分～午前10時10分

2 開催場所 南大隅町役場 本庁

3 (1) 出席委員（10人）

会 長	13番	橋口 初男
委 員	1番	淵脇 耕二
〃	2番	徳留 徳次
〃	3番	田淵 哲朗
〃	5番	溝田 耕一
〃	6番	後藤 望
〃	8番	吉永 一雪
〃	9番	山之口 勝一
〃	11番	北之口 洋一
〃	12番	横原 洋伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 木佐貫 公子  
事務局書記 中島 大貴  
事務局会計年度任用職員 山下 晶子  
佐多支所産業グループ 持留 明広

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第15号 非農地証明願いに係る許可申請について  
議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

追加議案第17号 農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、令和5年12月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は10名です。7番、富田委員と10番、川田原委員から欠席の届けがありました。よって12名中10名の出席ですので、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員については、10名の出席でございます。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、11番の北之口委員と12番の横原委員の両名を指名致します。  
本日の会議書記には事務局職員の中島氏と山下氏を指名致します。  
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
許可申請は5件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが5件でございます。

(1ページ 議案第13号の議案書、2ページの集計表の読み上げ)

受付番号1番と受付番号2番については関連しております為、一括で審議いたします。  
資料については、3ページから7ページをそれぞれお目通しください。また、別添の調査表についても、それぞれ審議の際にご覧いただきたいと思っております。

議長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

11番： 11番北之口です。12月21日、午後4時から野村推進委員と譲渡人と調査いたしました。現地は、〇〇神社の北側、町道を挟んだ向かいにあります。譲受人の生家があり、東側に〇〇番、〇〇番、南側に〇〇番が接するという位置関係です。現在は〇〇番に一部ネギ、花が植えてあり、それ以外は、作付けされておりましたが、耕運はされておりました。〇〇番、〇〇番の譲渡人である〇〇さんは、高齢で規模縮小を考えており、現在は〇〇さんが借りてショウガなどを栽培しておりました。しかし、今回の申請により売却の運びとなりました。  
〇〇番の譲渡人である〇〇さんは、〇〇県在住で、耕作管理ができないため、売却希望として農業委員会にあっせんの依頼をされていたものです。  
譲受人の〇〇さんは、現在〇〇在住で、地元である地域の活性化を1つの目的として、ハウス施設によるパッションフルーツ、ドラゴンフルーツ栽培を行いたいとのことです。現時点で移住の予定はないが、本人・管理者・孫のいずれかが町内に滞在しながら、交代で管理を行っていくとのことです。併せて町内在住の知人にも管理を手伝ってもらおうとのことです。

調査の意見として、譲受人は高齢ではありますが、管理人等の稼働人員もあり、将来は孫へ引き継ぎを考えているということから問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明及び担当委員の報告がありました。これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の野村推進委員、なにかご意見等ありませんか。

(意見、質疑なし)

議長：よろしいですか。それではまず、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：ありがとうございました。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第13号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、議案第13号、受付番号1番は許可することに決定いたします。続けて、受付番号2番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号2番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：ありがとうございました。全推進委員、許可やむなしでございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第13号 受付番号2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、議案第13号 受付番号2番は許可することに決定いたします。

議長：次に議案第13号、受付番号3番です。事務局より説明をお願いします。

事務局：受付番号3番の資料につきましては、8ページから10ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても、併せてご覧いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長：ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

5番：5番溝田です。12月20日に申請人の代理人と会長と岩下推進委員、事務局2名と

確認しました。現地は〇〇地区の山間の畑で、〇〇の北東側にあります。東側は道路とその下が水田、西と南側は畑です。北側は、申請人の従業員である〇〇氏がハーブの試験栽培をされています。現在、申請地はロータリーで耕運されています。調査の意見として、申請人は、〇〇にお住まいですが、今後この地にハーブを栽培していきたいのとのことです。まず、〇〇市に住み、従業員である〇〇氏とともに薬草やハーブを栽培・管理していくということで周囲に迷惑をかけることないと考えます。以上です。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明および担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当委員の岩下推進委員、なににご意見等ありませんか。

推進委員：地区担当の岩下です。調査結果に関しては、溝田委員の報告のとおりです。譲受人の〇〇さんに関して、南日本新聞に記事がありましたので、資料としてお配りしますので、ご覧いただき、ご審議いただければと思います。よろしくをお願いします。

8 番： 確認していただきたいことがあります。

議 長： 吉永委員どうぞ。

8 番： 吉永です。株式会社で農地を取得することはできるのでしょうか。

議 長： 事務局にて確認するそうです。そのため、3番については保留とし、受付番号4番の審議を行いたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： それでは、1つ飛びまして、議案第13号、受付番号4番です。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号4番の資料につきましては、11ページから13ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても、併せてご覧いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

8 番： 8番吉永です。先に補足します。申請書記載の農地以外に5筆、売買を行うようで、対象地については、過去に非農地判断を行っており、法務局へ非農地通知書を提出しているそうです。では説明いたします。申請地は、県道〇〇号線を〇〇より〇〇の方に500m位行った県道沿いにあり、2年くらい前に前所有者の〇〇氏が亡くなり、その後、奥さんが週に1回ほど来て手入れしておりましたが、手入れが行き届かなくなってしまい、ほぼ山林化した状態です。調査の意見としては、申請人は〇〇県生まれで〇〇に13年勤めていたが、農業への夢を捨てきれず昨年10月、〇〇に土地を購入、就農し、水稻の作付けを行っていたそうです。田が5反、畑が3反あるそうです。しかし、熱帯果樹の栽培をしたくてネットで土地を探していたところ、〇〇農園が売りに出ていることを知り、本申請となったものです。許可できれば〇〇に移住

し、果樹の栽培本数を増やし、他に土地を購入し、無農薬で水稻や他の作物を栽培し、インターネットによる通販や、JAへの出荷等を考えており、農業に対する意欲も感じられ今回の申請は問題ないものと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明および担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の弥永推進委員、なにかご意見等ありませんか。

推進委員：〇〇の農地は所有したままこちらで就農するのでしょうか。

8 番： いや、もし買い手がいれば売りたいそうです。今、トラクターを持っているのですが、申請地はトラクターを使えるような土地ではありません。そのため、それも含め、〇〇で売ってからこちらに移りたいそうです。それと、売値ですが、家は含まれておりません。前耕作者の家に移住するそうですが、そこは別に話されているそうです。

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号4番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思ひます。推進委員の皆さんにお伺ひします。受付番号4番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第13号、受付番号4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第13号、受付番号4番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第13号、受付番号5番です。事務局より説明をお願いします。

事務局： 受付番号5番の資料につきましては、14ページから15ページです。それぞれお目通しください。また、別添の調査表についても、併せてご覧いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

8 番： 8番吉永です。譲受人は町内のごみ収集の仕事をされており、仕事の無い日に農業をされています。十数年前に奥さんが亡くなり、一人なのですが、早期水稻を9反、普通水稻を5反、WCSを1町歩、バレイショも1町歩作付けされるスーパーマンのような人です。〇〇に娘さんが住んでおり、たまに手伝いに来るそうです。なお、今回の調査は譲受人が年末で忙しく都合が合わないことと、譲渡人とは親の代から知っていることから電話での聞き取りを行いました。ご了承ください。申請地は〇〇団地のほぼ中央に位置し、譲渡人の父が40年ほど前に購入し、申請書に記載の〇〇番と〇〇番の2筆は名義変更ができたが、〇〇番は名義変更ができず、売渡証にて購入してありました。申請地は3筆で1枚の田んぼになっていることから、3筆同時での購入

となるが、申請上は名義変更のできる2筆となり、もう1筆は売渡証での対応になります。意見としては、譲渡人は〇〇に居住しており、〇〇団地までトラックで農機具を運搬し、水稻栽培をしていたが、昨年トラックが故障したことや、遠隔地のため管理が行き届かず、収量が上がらなかったこともあり、本年度より水稻栽培をやめ、管理を畜産農家をお願いしたところ、本年度は申請人が耕作したが、借地料をもらわないことから購入となったものです。申請人は、購入後はWCSや牧草を作付けする予定で、周辺の農地にも影響はないものと考えます。よろしくをお願いします。

議長：ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明および担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の弥永推進委員、なにかご意見等ありませんか。

(意見、質疑なし)

議長：よろしいですか。それでは、受付番号5番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号5番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：ありがとうございました。全推進委員、「許可やむなし」でございます。それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第13号、受付番号5番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、議案第13号、受付番号5番は許可することに決定いたします。

議長：事務局、3番の件について再開してもいいですか。吉永委員の意見について回答いただけますか。

事務局：はい、ご意見ありがとうございました。勘違いがありました。今申請いただいている情報を農業会議に伝え、相談したところ、今の状態では、農地を買うことができないとのことでした。買うためには農地所有適格法人になる必要があるため、要件を満たせば、来月以降の審議とし、難しければ、貸借や個人での売買を検討してもらうよう事務局で譲受人と相談します。すみませんでした。よろしくをお願いします。

議長：それでは、今回は審議できないそうなので、来月以降に回したいと思えます。

議長：次に、議案第14号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。許可申請は1件です。事務局より説明を求めます。

事務局：それでは、16ページの議案第14号の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

(16ページ 議案第14号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、17ページから26ページまででございます。転用目的は、一般住宅の建設に関するものです。それぞれ御目通しください。なお、農地の区分と転用目的は問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。

ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔に申し上げます。

5番： 5番、溝田です。12月20日に橋口会長、徳留委員、岩下推進委員、事務局2名で確認を行いました。申請地は〇〇集落内、〇〇の事務所東側の水田です。現在は、雑草が生え、畑地化しています。南側はすでに住宅が建っており、もともと本申請地の一部でした。東、西側は宅地で、北側は道路と水田です。意見としては、申請人は公務員で〇〇地区に住んでいますが、住宅を建てたいということで、探していたところ、周辺が宅地化し、住宅環境の良い申請地を見つけ、本申請に至ったということです。本申請は、問題ないと考えます。よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。

ただ今、担当委員の報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の岩下推進委員、何かご意見等ありませんか。

8番： 吉永です。職業が公務員とのことですが、なにをされてる方ですか。

事務局： 役場勤務です。

議長： 他にございませんか。よろしいですか。それでは、議案第14号について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第14号について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。

全推進委員、許可相当に賛成でございます。

それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第14号について、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第14号は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に議案第15号「非農地証明願いに係る証明について」を議題と致します。申請件数は1件です。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、27ページの議案第15号の議案書をご覧下さい。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は1件です。

(27ページ 議案第15号の議案書の読み上げ)



事務局： 受付番号1番の資料については、28ページから30ページです。また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通しください。よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告お願いいたします。

9番： 9番、山之口です。12月20日午前10時より、田邊推進委員と2人で確認いたしました。現地は、〇〇自治会より〇〇林道を約3km走った位置にあります。現在は、杉が植林されておりました。この土地は昭和40年に〇〇氏の父親が、杉を植林され、平成28年に一度伐採し、その後再び植林されたとのこと。なお、周囲はすべて、山林、原野であり、非農地とすることに問題はないと考えます。以上です。

議長： ありがとうございます。  
ただ今、事務局からの説明及び報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の田邊推進委員、何かご意見等ありませんか。

8番： すいません。所有者以外でも申請できるんですか。

事務局： 委任状を提出いただいています。

議長： よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第15号について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。  
全推進委員、承認やむなしでございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第15号について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第15号は、非農地として承認することに決定いたします。

事務局： 次に、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(31ページ 議案第16号の議案書の読み上げ)

事務局： 32ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)  
33ページから34ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第16号の集積計画について、異議なし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。  
全推進委員、異議なしでございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第16号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第16号は計画のとおり決定いたします。

議長： 次に、本日の追加議案とします。議案第17号「農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断について」を議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断、いわゆる非農地判断の農地でございます。それでは、議案書をもとに説明します。

(1ページ 議案第17号の議案書の読み上げ)

事務局： 資料の2ページになります。今月の定例総会において、非農地として判断していただく農地は、合計で452筆276, 485㎡(約27.6ha)となっております。以上につきましては、農地法の運用について第4(1)に基づき、「農地」に該当しないと判定された土地について、本定例総会でお諮りするものです。農林水産省通知の「農地法の運用について」の基準に従い、3ページ以降に掲載しております対象農地が、農地に該当するか否かについて定例総会の決議により判断を行うこととされておりますので、これらについて審議をお願いするところであります。

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第17号の農地法第2条第1項の農地に該当しない農地の判断については、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。  
全推進委員、賛成でございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第17号について、提案された農地を非農地判断として処理することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第17号は非農地として判断し処理することに決定いたします。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。  
次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

事務局： 1件紹介いたします。本日富田委員が欠席ではありますが、公益社団法人大日本農会の農事功績者表彰事業の中で、富田委員が農事功労者として11月15日に東京で行われた表彰式で受章されましたのでご報告いたします。11月の定例総会で紹介しようとしたのですが、都合がつかず欠席、今回も体調不良で欠席でしたが、今回紹介しました。

議長： ありがとうございます。大変優秀な賞を受賞したとのことでした。ほかにありませんか。

事務局： その他、1月の行事予定について

事務局： 2月5日開催予定の認定農業者の会についてです。2町研修の前日の開催となるため、ずらせないか経済課にお願いしましたが、難しいとのことでした。2日連続となってしまうのですが、よろしくをお願いします。

8番： 3条の調査表について質問です。〇〇氏の調査表に「会社で農業の事業を行うこととなり」とありますが、個人の売買ですよね。会社での売買ではないですよね。

事務局： 個人での売買です。従業員にも農業をしてもらうとのことだったので、そのように記載してしまったところですが、個人での売買で間違いありません。

推進委員： 質問よろしいですか。

議長： 岩下委員どうぞ。

推進委員： 先ほど話に出てきた「売切書」とはどのようなものでしょうか。

8番： 私が回答してもよろしいですか。

議長： どうぞ。

8 番： 法的な効力はありません。名義の変更ができない農地について、親族や当事者間で売買したことを形に残す目的で作られた書類です。そのため、登記手続きができる書類ではないと思います。

議 長： よろしいですか。他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、令和5年12月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員